

## 会 議 録

審議会等の 名称	令和元年第14回教育委員会（定例会）
開催日時	令和元年11月22日（金）14：00～14：20
開催場所	山口市役所別館1階第2会議室
公開・部分公 開の区分	非公開
出席者	藤本教育長、宮原委員、佐々木委員、横山委員、竹内委員、佐藤委員、山本委員
欠席者	
事務局	藤本教育部長、吉村教育部次長、中村教育総務課長、伊藤教育施設管理課長、重枝学校教育課長、佐内社会教育課長、磯部文化財保護課長、藤井中央図書館長、伊藤教育総務課主幹、岡本教育総務課副主幹
付議案件	<p>議 案</p> <p>（1）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について</p> <p>（2）山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について</p> <p>（3）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について</p> <p>（4）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について</p> <p>（5）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について</p> <p>（6）議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について</p> <p>報告事項</p> <p>（1）令和元年12月定例市議会への報告事項について</p>
	<p>藤本教育長      ただいまから、令和元年第14回教育委員会定例会を開会いたします。</p> <p>                    本日の会議録の署名は、佐藤委員さんと横山委員さんをお願いいたします。</p> <p>                    本日は、議案6件、報告事項1件となっております。</p> <p>                    それでは、まず、これらの公開・非公開を確認いたします。議案第1号及び第3号から第6号、並びに報告第1号につきましては市議会に上程する案件、また、議案第2号につきましては、市議会に上程する議案第1号の関連案件でございますことから、これら7件を非公開にしたいと思います。</p> <p>                    それでは非公開に賛成される方は、挙手をお願いいたします。</p> <p>                    （全員挙手）</p> <p>                    それでは、議案第1号から第6号、及び報告第1号につきましては「山口市教育委員会会議規則第9条」の規定に基づき、秘密会により審議いたします。</p>

	<p>それでは、議案第1号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>中村教育総務課長。</p>
<p>中村教育総務課長</p>	<p>議案資料①の2ページをお開きください。山口市奨学金貸与条例の一部を改正する条例でございます。また、議案参考資料②の1ページ、新旧対照表をあわせて御覧ください。</p> <p>本年4月1日施行の学校教育法の改正により実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関として専門職大学制度が創設され、学校教育法上の大学に専門職大学、短期大学に専門職短期大学がそれぞれ含まれることとなったところでございます。さらに、専門職大学につきましては、前期課程と後期課程とに区分することができ、前期課程を修了したものはその時点で短期大学の卒業者と同等の教育水準を達することとされたところでございます。</p> <p>本市の奨学金制度におきましては、学校教育法に規定する大学や大学院、短期大学等に在学し、卒業する見込みが確実である者を貸与の対象といたしているところでございまして、このたびの専門職大学および専門職短期大学に在学し、卒業または修了する見込みが確実である者につきましても経済的な面で安心して学べる機会を確保するため奨学金貸与の対象者とするとし、条例第3条第1号および第3号にございます資格等の要件につきまして所要の改正をいたすものでございます。</p> <p>以上で議案第1号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
<p>藤本教育長</p>	<p>議案第1号につきましてご意見、質問等はございませんか。</p> <p>宮原委員。</p>
<p>宮原委員</p>	<p>新しい専門職大学の後期課程は、奨学金のことも含めてどういう扱いになるのでしょうか。</p>
<p>中村教育総務課長</p>	<p>専門職大学と専門職短期大学が新たに創設されたところでございまして、専門職大学につきましては4年間、短期大学につきましては2年または3年間でございます。そのうち、専門職大学の4年間は、前期課程と後期課程に区分できるものでございまして、前期課程が2年または3年間、後期課程が2年または1年間ということでございます。</p> <p>また、専門職大学の前期課程を修了した者は、短期大学と同等の水準を満たしたとみなされるところでございます。しかしながら、本市奨学金の貸与要件は、「卒業」見込みが確実である者となっております。前期課程の2年間は修了した時点では、「卒業」ではなく「修了」という形になるところではございますが、この「修了」見込者についても奨学金貸与の対象となるよう「修了」という表現を加えた改正をいたすものでございます。</p> <p>なお、後期課程の卒業見込者につきましても、当然に本市奨学金制度</p>

	<p>の貸与対象者となりますことを申し添えます。</p>
藤本教育長	<p>その他、ご意見、質問等はありませんか。 意見がないようでしたら、議案第1号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり承認いたします。 続きまして、議案第2号の「山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について」、事務局から説明をお願いします。 中村教育総務課長。</p>
中村教育総務課長	<p>議案資料①の4ページをお開きください。事案第2号「山口市奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則について」でございます。また、議案参考資料②の新旧対照表は2ページから5ページでございます。</p> <p>こちらは、先程の議案第1号「山口市奨学金貸与条例の一部を改正する条例」と同様に学校教育法の改正による専門職大学制度の創設等に伴いまして、同規則第9条に掲げる奨学金返還証書に関する規定や奨学金貸与申請書等の様式につきまして改正をいたすものでございます。</p> <p>以上で議案第2号の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。</p>
藤本教育長	<p>議案第2号につきましてご意見、質問等はありませんか。 宮原委員。</p>
宮原委員	<p>資料②の3ページにあります新旧対照表について、改正後は性別欄がなくなっているようですが。</p>
中村教育総務課長	<p>様式のなかの性別欄についてでございます。こちらにつきましては、法改正とは直接の関係がございませんが、山口市全体の取り組みとして、性別を削除しても特に問題のない様式については、性別欄を削除することがございまして、その取り組みの一環として性別欄を削除するものでございます。</p>
藤本教育長	<p>その他、ご意見、質問等はありませんか。 意見がないようでしたら、議案第2号について承認される方は挙手をお願いいたします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>それでは原案のとおり承認いたします。 続きまして、議案第3号から第6号についてでございます。これら4件につきましては、関連議案でございますので、まとめて説明をお願いしたいと思います。説明後に、質疑等を行いました後、順番に採決をお</p>

	<p>願いたいと思います。</p> <p>それでは、議案第3号から第6号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」、事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>重枝学校教育課長。</p>
重枝学校教育課長	<p>議案第3号から6号の「議会の議決を経るべき議案に対する意見の申出について」山口市立小中学校教育用コンピュータ等の取得について説明いたします。</p> <p>本日お配りしております追加議案集を御覧ください。目次に、3号から6号までをお示ししております。</p> <p>去る10月16日に条件付一般競争入札を行い、落札業者が決定いたしましたのでその請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>まず、議案第3号につきましては1ページと2ページでございます。2ページで説明をさせていただきます。</p> <p>山口市小中学校教育用コンピュータ等（北部地域）の取得につきましては、取得金額「29,920,000円」、取得先「山口視聴覚機器株式会社 代表取締役 河部秀幸」でございます。</p> <p>続きまして、議案第4号につきましては3ページと4ページでございます。4ページで説明をさせていただきます。</p> <p>これにつきましては、同コンピュータ等の取得ですが中央地域の取得でございます。取得金額「28,509,800円」、取得先「西日本電信電話株式会社 山口支店 支店長 山下剛史」でございます。</p> <p>続きまして、議案第5号につきましては5ページと6ページでございます。</p> <p>これにつきましては、同コンピュータ等の取得でございますが川東地域でございます。取得金額「25,916,000円」、取得先「中国芝浦電子株式会社 代表取締役 河村利夫」でございます。</p> <p>最後に、議案第6号につきましては7ページと8ページでございます。</p> <p>これは、川西地域のコンピュータ等の取得でございます。取得金額「32,587,280円」、取得先「西日本電信電話株式会社 山口支店 支店長 山下剛史」でございます。</p> <p>これら4議案につきましては、山口市立小中学校のコンピュータ教室等に配置しております、児童生徒が教育用に使用するウィンドウズ7を搭載しているコンピュータが、令和2年1月14日をもってマイクロソフト社によるサポート期間の終了を迎えるため、最新のウィンドウズ10を搭載しているコンピュータに機器更新を行うものでございます。</p> <p>以上で議案第3号から第6号の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
藤本教育長	<p>議案3号から第6号につきまして、意見・質問等はございませんか。</p>

	宮原委員。
宮原委員	ウィンドウズ7の導入は何年度でしたか。
重枝学校教 育課長	ウィンドウズ7につきましては、10年間程度は使用しているところ でございます。しかしながら、先ほど御説明申し上げました地域等につ きまして、何年度に導入いたしたのかは、現在、手持ち資料がございま せん。ウィンドウズ7の使用開始後、5年以上は経過をしての更新でござ います。
藤本教育長	他に、ご意見、質問等はございませんか。 意見がないようでしたら、議案第3号について承認される方は挙手をお 願いいたします。  (全員挙手)  それでは、原案のとおり承認いたします。 続きまして、議案第4号について承認される方は、挙手をお願いいた します。  (全員挙手)  それでは、原案のとおり承認いたします。 続きまして、議案第5号について承認される方は、挙手をお願いいた します。  (全員挙手)  それでは、原案のとおり承認いたします。 最後に、議案第6号について承認される方は、挙手をお願いいたしま す。  (全員挙手)  それでは、原案のとおり承認いたします。 続きまして、報告事項に移ります。報告第1号の「令和元年12月定 例市議会への報告事項について」、事務局から説明をお願いします。 中村教育総務課長。
中村教育総 務課長	資料①の6ページをお開きください。 報告第1号「損害賠償の額を定めることに関する専決処分について」 でございます。損害賠償の額を定めることにつきまして、地方自治法第 180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項

の規定により報告するものでございます。

教育総務課の所管分は、7ページでございます。

専決処分の内容でございますが、平成31年4月9日午後5時20分頃、山口市秋穂二島地内の個人住宅敷地内において発生した公務中のスクールバスによる損害事故でございます。これはスクールバス利用児童を自宅に送迎後、市道に出るため車両を方向転換しようとしたところ、個人住宅の門柱に接触し一部を破損させたため、その損害を賠償したものでございます。損害賠償の相手方は個人でございまして、記載しております損害賠償額を支払うことで、相手方との示談が調い令和元年10月16日に専決処分を行ったところでございます。

安全運転につきましては、日頃から交通法規等、関連法令の遵守、交通事故防止等に努めるよう徹底しているところでございまして、再発防止につきましては更なる安全運転の周知徹底と指導に努めてまいります。

以上で、報告を終わります。

藤本教育長

報告第1号につきまして意見・ご質問等はございませんか。

それでは、以上をもちまして本日の付議案件については終了いたしました。

次回の定例会は、こちらの第2会議室で12月17日火曜日、午後3時からの予定でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、令和元年第14回教育委員会定例会を閉会いたします。

署名	<p>上記のとおり相違ありません。 令和元年11月22日</p> <p>教育長 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>署名者 _____</p> <p>会議録調製 _____</p>
----	--